測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R3.8.26 JGS0JP573649 GISMAP Powered by 日本地図センター 地理情報システム学会 GIS学会 ジオテック株式会社 ソリマチ株式会社 ソリマチ地図ソフト

秋田県鳥獣保護区等位置図

（令和６年度版）

狩猟者の心得

この図面は保護区等の位置を示したもので、区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者か狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えで狩猟をしてください。
2．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つようにしてください。
3．先着狩猟者の、先廻りをしないようにしてください。
4．農耕地や造林地の所有者に、迷惑をかけないようにしてください。
5．山火事を起こさないように、注意してください。
6．保護区は、みんなで大切にしてください。
7．秋田県の狩猟期間

秋田県の狩猟期間は11月15日から翌年の２月15日までです。ただし、キジ・ヤマドリは11月15日から翌年１月15日まで、ツキノワグマは11月１日から翌年２月15日まで、イノシシ・ニホンジカは11月１日から翌年３月15日までです。

8．秋田県で確認されている狩猟鳥獣（下線は捕獲に制限がある鳥獣）

カワウ・キジ・ヤマドリ・コウライキジ・オナガガモ・コガモ・ヨシガモ・マガモ・カルガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・タシギ・ヤマシギ・キジバト・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス・スズメ・ニュウナイスズメ・ヒヨドリ・ムクドリ・クマ・キツネ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・テン・オスイタチ・イノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・ノネコ・ノイヌ。なお、オスイタチについては一部で捕獲禁止となっています。

9．捕獲が禁止されている狩猟鳥獣及び場所

オスイタチ――南秋田郡大潟村八郎潟中央干拓地一円捕獲禁止（令和元年11月15日から令和９年11月14日まで）
キジ・ヤマドリ（メス）――全国（令和４年９月15日から令和９年９月14日まで）

10．１人１日当たりの捕獲数

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数	狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数
キジ(コウライキジを含む)およびヤマドリ	合計して２羽	タシギおよびヤマシギ(アマミヤマシギを除く)	合計して５羽
オナガガモ・コガモ・ヨシガモ・マガモ・カルガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモおよびクロガモ	合計して５羽（ただし網猟をするものについては、狩猟期間を通じて100羽）	キジバト	10羽

11．日の出・日の入時刻

月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入
11	1	6:08	16:38	11	19	6:29	16:21	11	6	6:48	16:15	10	24	6:58	16:30	10	10	6:50	16:34	9	28	6:12	16:58	9	14	6:33	17:16	9	3	6:10	17:34
11	2	6:09	16:37	11	20	6:30	16:20	11	7	6:49	16:14	10	25	6:59	16:29	10	11	6:51	16:33	9	29	6:13	16:57	9	15	6:34	17:15	9	4	6:11	17:33
11	3	6:10	16:35	11	21	6:31	16:19	11	8	6:49	16:13	10	26	6:59	16:28	10	12	6:52	16:32	9	30	6:13	16:57	9	16	6:35	17:13	9	5	6:12	17:32
11	4	6:11	16:34	11	22	6:32	16:18	11	9	6:50	16:12	10	27	6:59	16:27	10	13	6:53	16:31	10	1	6:14	16:56	9	17	6:36	17:12	9	6	6:13	17:31
11	5	6:12	16:32	11	23	6:33	16:17	11	10	6:51	16:11	10	28	6:59	16:26	10	14	6:54	16:30	10	2	6:15	16:55	9	18	6:37	17:10	9	7	6:14	17:30
11	6	6:13	16:31	11	24	6:34	16:16	11	11	6:51	16:10	10	29	6:59	16:25	10	15	6:55	16:29	10	3	6:17	16:54	9	19	6:38	17:09	9	8	6:16	17:29
11	7	6:14	16:30	11	25	6:35	16:15	11	12	6:52	16:09	10	30	6:59	16:24	10	16	6:56	16:28	10	4	6:18	16:53	9	20	6:39	17:07	9	9	6:17	17:28
11	8	6:15	16:28	11	26	6:36	16:14	11	13	6:53	16:08	10	31	6:59	16:23	10	17	6:58	16:26	10	5	6:19	16:52	9	21	6:40	17:06	9	10	6:18	17:26
11	9	6:16	16:27	11	27	6:37	16:13	11	14	6:53	16:07	11	1	6:00	16:22	10	18	6:59	16:25	10	6	6:20	16:51	9	22	6:41	17:04	9	11	6:19	17:25
11	10	6:17	16:26	11	28	6:38	16:12	11	15	6:54	16:06	11	2	6:01	16:21	10	19	7:00	16:23	10	7	6:21	16:50	9	23	6:42	17:03	9	12	6:20	17:23
11	11	6:18	16:24	11	29	6:39	16:11	11	16	6:55	16:05	11	3	6:02	16:20	10	20	7:01	16:22	10	8	6:22	16:49	9	24	6:43	17:01	9	13	6:21	17:22
11	12	6:19	16:23	11	30	6:40	16:10	11	17	6:56	16:04	11	4	6:03	16:19	10	21	7:02	16:21	10	9	6:23	16:48	9	25	6:44	17:00	9	14	6:22	17:20
11	13	6:20	16:22	12	1	6:41	16:09	11	18	6:57	16:03	11	5	6:04	16:18	10	22	7:03	16:20	10	10	6:24	16:47	9	26	6:45	16:59	9	15	6:23	17:19
11	14	6:21	16:21	12	2	6:42	16:08	11	19	6:58	16:02	11	6	6:05	16:17	10	23	7:04	16:19	10	11	6:25	16:46	9	27	6:46	16:58	9	16	6:24	17:18
11	15	6:22	16:20	12	3	6:43	16:07	11	20	6:59	16:01	11	7	6:06	16:16	10	24	7:05	16:18	10	12	6:26	16:45	9	28	6:47	16:57	9	17	6:25	17:17
11	16	6:23	16:19	12	4	6:44	16:06	11	21	7:00	16:00	11	8	6:07	16:15	10	25	7:06	16:17	10	13	6:27	16:44	9	29	6:48	16:56	9	18	6:26	17:16
11	17	6:24	16:18	12	5	6:45	16:05	11	22	7:01	15:59	11	9	6:08	16:14	10	26	7:07	16:16	10	14	6:28	16:43	9	30	6:49	16:55	9	19	6:27	17:15
11	18	6:25	16:17	12	6	6:46	16:04	11	23	7:02	15:58	11	10	6:09	16:13	10	27	7:08	16:15	10	15	6:29	16:42	10	1	6:50	16:54	9	20	6:28	17:14

（注）秋田市の日の出・日の入時刻は、秋田市の時刻を基準として数値等に掲載されます。秋田市の日の出・日の入時刻は上の表のとおりです。

12．猟銃および空気銃使用について

1．使用前に銃器を点検し、機能の完全なものを使用してください。
2．発射の必要が起こる直前まで、装てんしないようにしてください。
3．装てんしていないときでも、銃口を人畜に向けないでください。
4．欠先を十分確かめてから、発砲してください。
5．猟場で休けいするときは、弾を抜き薬室を開いて地上に置いてください。
6．酒気をおびたときは、銃を手にしないでください。
7．銃と弾薬は、別々の場所に銃車に保管してください。
8．電線、電話線等に向っての発砲はしないでください。

鳥獣保護区等一覧表

(1) 鳥獣保護区・鳥獣保護区特別保護地区

番号	鳥獣保護区の名称	区分	所在地	面積(ha)	特別保護地区(ha)	期間(令和7)	備考
1	下前沼	国指定大規模生息地	潟西郡小友町	4,901	4,727	3.15.31	
2	戸賀	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
3	一ノ目潟	都道府県指定生息地	〃	10		3.15.31	
4	桜山	都道府県指定生息地	潟西市	615		3.15.31	
5	八郎潟	都道府県指定生息地	〃	840		3.15.31	
6	一ノ渡	都道府県指定生息地	〃	858		3.15.31	
7	大潟富士	都道府県指定生息地	〃	1,000		3.15.31	
8	男鹿半島	国指定大規模生息地	男鹿市	2,500		3.15.31	狩猟禁止
9	真山・船川	都道府県指定生息地	〃	184		3.15.31	狩猟禁止
10	寒風	都道府県指定生息地	〃	300		3.15.31	
11	道川・森	都道府県指定生息地	〃	23		3.15.31	
12	鵜鳥・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
13	船川・川	都道府県指定生息地	〃	240		3.15.31	
14	宇・森	都道府県指定生息地	〃	240		3.15.31	
15	鵜ノ・森	都道府県指定生息地	〃	360	144	3.15.31	
16	戸・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
17	町・沢	都道府県指定生息地	〃	920		3.15.31	
18	一ノ・沢	都道府県指定生息地	〃	1,200		3.15.31	
19	脇本・川	都道府県指定生息地	潟西市	384		3.15.31	
20	脇本男鹿市	都道府県指定生息地	〃	384	384	3.15.31	
21	一ノ・川	都道府県指定生息地	〃	120		3.15.31	
22	伊・生	都道府県指定生息地	〃	120		3.15.31	
23	八・川	国指定大規模生息地	〃	2,900		3.15.31	
24	西・沢	国指定鳥獣保護区	〃	6,186	5,172	3.15.31	
25	一ノ・沢	都道府県指定生息地	〃	240		3.15.31	
26	五・内	都道府県指定生息地	〃	200		3.15.31	
27	小・森	都道府県指定生息地	〃	380	31	3.15.31	
28	木・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
29	花・瀬	都道府県指定生息地	〃	833		3.15.31	
30	一ノ・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
31	鹿・石	都道府県指定生息地	〃	35		3.15.31	
32	鹿・石	都道府県指定生息地	〃	142		3.15.31	
33	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	500		3.15.31	
34	鹿・川	都道府県指定生息地	潟西市・上小阿仁村	844		3.15.31	
35	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	1,000	840	3.15.31	
36	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	100		3.15.31	
37	鹿・門	都道府県指定生息地	潟西市	100		3.15.31	
38	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	200		3.15.31	
39	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	750		3.15.31	
40	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	10		3.15.31	
41	鹿・石	都道府県指定生息地	〃	10		3.15.31	
42	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	17		3.15.31	
43	鹿・石	都道府県指定生息地	〃	10		3.15.31	
44	鹿・石	都道府県指定生息地	潟西市・山本郡八峰町	1,371		3.15.31	
45	小・石	都道府県指定生息地	〃	1,117		3.15.31	
46	鹿・川	都道府県指定生息地	山本郡八峰町	20		3.15.31	
47	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	822	822	3.15.31	
48	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
49	神・石	国指定大規模生息地	〃・藤里町	5,000		3.15.31	
50	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	1,351	1,351	3.15.31	
51	前・宇	国指定大規模生息地	南秋田郡大潟村・男鹿市	150	148	3.15.31	
52	船・鹿	国指定鳥獣保護区	〃	359	351	3.15.31	
53	船・鹿	都道府県指定生息地	船越水道	977		3.15.31	
54	船・鹿	都道府県指定生息地	新屋町	500		3.15.31	
55	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	840		3.15.31	
56	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	420		3.15.31	狩猟禁止
57	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
58	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	3,741		3.15.31	狩猟禁止
59	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	240		3.15.31	
60	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
61	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	177		3.15.31	
62	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	1,000		3.15.31	
63	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	1,351	1,351	3.15.31	
64	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
65	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
66	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
67	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
68	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
69	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
70	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
71	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
72	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
73	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
74	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
75	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
76	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
77	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
78	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
79	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
80	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
81	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
82	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
83	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
84	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
85	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
86	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
87	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
88	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
89	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
90	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
91	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
92	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
93	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
94	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
95	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
96	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
97	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
98	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
99	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
100	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
101	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
102	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
103	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
104	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
105	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
106	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
107	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
108	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
109	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
110	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
111	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
112	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
113	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
114	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
115	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
116	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
117	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
118	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
119	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
120	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
121	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
122	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
123	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
124	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
125	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
126	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
127	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
128	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
129	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
130	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
131	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
132	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
133	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
134	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
135	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
136	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
137	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
138	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
139	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
140	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
141	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
142	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
143	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
144	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
145	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
146	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
147	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
148	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
149	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
150	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
151	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
152	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
153	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
154	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
155	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
156	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
157	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
158	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
159	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
160	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
161	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
162	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
163	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
164	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
165	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
166	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
167	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
168	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
169	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
170	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
171	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
172	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
173	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
174	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
175	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
176	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
177	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
178	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
179	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
180	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
181	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
182	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
183	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
184	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
185	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
186	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
187	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
188	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
189	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
190	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
191	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
192	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
193	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
194	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
195	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
196	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
197	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
198	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
199	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
200	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
201	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
202	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
203	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
204	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
205	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
206	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
207	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
208	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
209	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
210	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
211	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
212	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
213	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
214	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
215	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
216	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
217	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
218	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
219	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
220	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
221	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
222	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
223	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
224	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
225	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
226	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
227	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
228	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
229	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
230	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
231	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
232	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
233	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
234	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
235	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
236	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
237	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
238	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
239	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
240	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
241	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
242	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
243	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
244	鹿・川	都道府県指定生息地	〃	20		3.15.31	
245	鹿・川	都道府県指定